

令和 3 年

第 6 0 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 4 年 2 月 1 0 日	開会
	令和 4 年 2 月 1 0 日	閉会

令和4年第60回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月10日
開会 2月10日
会期 1日間

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月10日（木）	本会議	午後2時00分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 承認第1号 専決処分の承認について 報告第1号 専決処分の報告について 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 議案第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号） 議案第3号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号） 議案第4号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 議案第6号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

2 月 1 0 日 （ 木 ）

令和４年第６０回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和４年第６０回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和４年２月１０日（木）読谷村総合福祉センター２階大ホールに招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和４年２月１０日　：　午後２時００分）

閉会（令和４年２月１０日　：　午後４時０９分）

開会の宣告（議長　神谷　嘉栄）

閉会の宣告（議長　神谷　嘉栄）

２．応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
１	山　川　安　雄
２	吉　浜　　　覚
４	與那嶺　　透
５	松　田　大　輔
６	山　城　良　一
７	仲　間　信　之
８	仲　間　ト　ム
９	島　袋　義　範
１０	小　嶋　勝　喜
１１	伊　禮　正　徳
１２	森　山　　　悟
１３	伊　計　裕　子
１４	宮　里　　　歩
１５	喜屋武　すま子

議席番号	氏　　名
１６	比　嘉　麻　乃
１７	志　村　幸　司
１８	石　垣　大　志
１９	新　垣　一　史
２０	宮　平　喜　文
２３	垣　花　恵　忠
２５	新　垣　幸　子
２６	砂　川　泰　秀
２７	宜　保　安　孝
２８	花　城　勝　男
２９	神　谷　嘉　栄

３．不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
３	池　原　　　太
２１	上江洲　智　章

議席番号	氏　　名
２２	渡　口　　　亮
２４	親　川　　　清

4. 出席議員及び欠席議員は、応招義委任及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一
総 務 課	稲 福 渚

課 名	氏 名
総 務 課	宮 城 賢 治

6. 地方自治法121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	當 山 宏
副広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	宮 城 光 正
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	具志堅 兼 栄
次長兼総務課長	内 原 英 洋

課 名	氏 名
会 計 課 長	野 原 学
業 務 課 長	比 嘉 利季子
認定課長兼中部 調査認定事務所長	大 城 朝 敏
南 部 調 査 認 定 事 務 所 長	新 川 高 志
北 部 調 査 認 定 事 務 所 長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

承 認 第 1 号 専決処分の承認について
報 告 第 1 号 専決処分の報告について
議 案 第 1 号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
議 案 第 2 号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）
議 案 第 3 号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）
議 案 第 4 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算
議 案 第 5 号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算
議 案 第 6 号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和4年第60回議会（定例会）議事日程（第1号）

日程	議案番号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4		広域連合長の施政方針	
5		一般質問	
6	承認第1号	専決処分の承認について	即 決
7	報告第1号	専決処分の報告について	即 決
8	議案第1号	沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	即 決
9	議案第2号	令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）	即 決
10	議案第3号	令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）	即 決
11	議案第4号	令和4年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算	即 決
12	議案第5号	令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算	即 決
13	議案第6号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	即 決
14		議員派遣の件	
15		閉会中の継続調査の件	

○議長 神谷嘉栄 ただいまから、令和4年第60回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、23番 垣花恵忠議員、25番 新垣幸子議員を指名します。

日程第2 会期の決定をお諮りします。本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 神谷嘉栄 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日の1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。本定例会の会議に出席を求めた説明員の職・氏名はお手元に配りました名簿の通りです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果報告書が提出されているので、事務局にて閲覧に供しています。2月10日に全員協議会を開催しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 広域連合長の施政方針を行います。広域連合長。

○広域連合長 當山宏 皆さん、こんにちは。連合長の當山でございます。議員の皆様におかれましては、本日午前から午後にかけての会議、本当にご苦勞様でございます。お疲れのことかと存じますけれども、本会議でのご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年度施政方針を申し上げます。

始めに、本日令和4年第60回沖縄県介護保険広域連合議会2月定例会の開会にあたり、一

般会計予算及び特別会計予算を始め、各議案の説明に先立ち、広域連合の令和4年度の運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、広域連合は平成14年7月30日に設立し、平成15年4月の業務本格稼働から19年が経過しようとしており、構成する市町村の市町村合併や新規加入などを経て現在は29市町村に至っております。介護保険制度の開始時、全国で2,204万人であった65歳以上の被保険者数は令和3年9月には3,640万人と1.65倍に増加をしており、また要介護者及び要支援者の認定者数については、制度開始時の年度末値256万人から令和3年8月には暫定値で687万人と、2.7倍に増加をしております。このような中、全国で最も高齢化率の低い地域である沖縄県においても、令和2年国勢調査で65歳以上の割合が22.6%と超高齢社会の水準21%を超えました。

今回沖縄県が21%を超えたことで、日本全国47都道府県の全てが超高齢社会に突入したことになります。今後の沖縄県における高齢化率の推移として、令和7年には24.6%、令和12年には26.2%に増加することが予想され、また要介護者及び要支援者の認定者については、令和3年1月の6万717人以後、令和7年には6万8,482人、令和12年には7万6,348人になると予想されます。一方、広域連合における高齢化率は、平成30年1月には20.9%と20%台に到達し、令和3年には22.6%と増加をしております。また、要介護者及び要支援者の認定者については、平成30年の1万7,153人から令和3年には1万8,494人、1,341人(7.8%)の増となるものと推測されます。以上のことから介護保険の必要性は益々高まっております。

介護保険事業については全国的な課題があり、広域連合では団塊ジュニア世代の高齢化に

加え、現役世代が減少するいわゆる 2025 年及び 2040 年問題を見据えて、業務を進めているところであります。また、現在世界中で蔓延する新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、災害医療体制の充実や介護分野の就労支援、受け皿整備なども新たな課題となっております。

広域連合におきましては、国の方向性を見据えながら、介護保険制度の持続的発展のため、にこれまで以上に保険者機能を発揮し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進してまいります。

また、令和 6 年度からの「第 9 期介護保険事業計画」より開始が決まっている保険料均一賦課に向け、構成市町村間の格差の是正の課題につきましても引き続き取り組んでまいります。

さて、令和 4 年度は「第 8 期介護保険事業計画」の中間年度となりますが、この第 8 期事業計画で設定された 6 つの基本方針「①共生社会の実現に向けて」、「②地域包括ケアシステムの深化・推進」、「③地域支援事業の推進」、「④介護・介護予防サービス基盤の整備」、「⑤介護保険事業の適正化」、「⑥介護サービスの平準化」、を柱として国が第 8 期介護保険事業計画の基本指針として示した 7 つの施策、「① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備」、「②地域共生社会の実現」、「③介護予防・健康づくり施策の充実・推進」、「④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県や市町村間の情報連携の強化」、「⑤認知症施策推進体網を踏まえた認知症施策の推進」、「⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保・業務効率化の取り組みの強化」、「⑦災害や感染症対策に係る体制整備」、についても 2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備や、現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭とした高齢者人口の動向、また介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく

社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる「介護保険事業」を目指す決意のもと、構成市町村との連携と共に業務に取り組んでまいります。また、厚生労働省の令和 4 年度概算要求の方向性に鑑み、生活困窮者等のための地域づくり推進や地域成年後見人の利用促進等を目的とした、「Ⅰ．地域共生社会の実現に向けた地域づくり」や、介護人材確保の推進や社会福祉法人等への支援を目的とした、「Ⅱ．福祉・介護人材確保対策の推進」、また災害時の見守り相談体制支援や福祉支援体制の整備推進等を目的とした、「Ⅲ．災害時における福祉支援」等、構成市町村と連携しながら業務に取り組んでまいります。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進。地域住民が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で「自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化および推進をしてまいります。具体的な取り組みといたしまして、構成市町村における「①在宅医療・介護連携の推進」、「②認知症施策の推進」、「③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「④地域ケア会議の推進」、「⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携」、「⑥介護に取り組む家族等への支援の充実」、「⑦高齢者虐待防止」、の 7 つの更なる深化を目指し、第 8 期介護保険事業計画から新たに推進している「⑧地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上」及び「⑨災害及び感染症に対する備えの対応」を加えた、合計 9 つの取り組みを引き続き支援してまいります。

2. 地域支援事業の推進であります。今後高齢化が更に進み、介護のニーズを有する高齢者の増加が見込まれております。このような中、住民主体のサービスを利用し地域のつながりを

継続することは重症化防止に繋がるものと考えられることから、引き続き「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、住民主体型サービスの充実のため、構成市町村の実情に応じた支援を行ってまいります。

介護保険事業の中核となる「市町村地域包括支援センター」に関しましては、今後の高齢化の進展に伴い業務量の増加が見込まれ、外部委託等も含めた運営体制の変動が考えられることから、これを踏まえつつ社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師の専門職の充実配置を促してまいります。現在、地域支援推進員を中心に構成市町村への支援を展開しておりますが、市町村の取り組みが活発化してきたことから令和4年度は推進員を1名増員し、2人体制としてより強力に市町村を支援し、介護予防事業の更なる発展・充実を目指してまいります。また、構成市町村の実施事業については広域連合のホームページや広報誌を活用して介護予防の普及啓発に取り組むと共に、高齢者自身の「自助」及び地域の「互助」の活動促進を図ってまいります。

3. 介護・介護予防サービス基盤の整備についてであります。高齢者が可能な限り住み慣れた居宅、または地域での生活が継続できるよう引き続き地域密着型サービスを中心に、地域のニーズに即した介護サービス基盤の整備を進めてまいります。また、感染症や災害が発生した場合においても利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護サービス事業所における感染症対策及び業務継続に向けた取り組みを支援してまいります。「保険者機能強化推進交付金」については、構成市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等の取り組みを推進するため、評価指標該当状況調査票の得点向上を目指し、認知症予防や介護度悪化防止への取り組み状況を分析することで、より密接な構成市町村との連携を行って

まいります。また、交付金活用についても構成市町村とのヒアリング等による意見交換を基に効果的な事業執行に努めてまいります。

令和2年度から新たに設置された保険者努力支援交付金については国の動向に注視し、同交付金の大きな目的とされる「通いの場での介護予防や健康づくり」を前提に「通いの場」の充実に重点を置いた取り組みに活用を検討してまいります。さらに、地域包括支援センターの業務負担軽減や介護予防支援のケアマネジメントを居宅介護支援事業所への委託を推進するとともに、利用者の状態の改善が見られた事業所へ加算を付与するなど、ケアマネジメントの質の向上を図ってまいります。

4. 介護保険事業の適正化についてであります。第8期介護保険事業計画において策定された介護保険料収納率向上推進アクションプランにより、「①確実な収納が見込まれる口座振替の推進」、「②初期滞納者（現年度分）への収納対策の実施」、「③納付資力のある滞納者に対する法的処分（差押）の強化」、の3項目を重点施策として収納率向上の推進に取り組んでまいります。また、構成市町村の広報誌への保険料減免の情報掲載を依頼するなど、情報共有と連携により事業の充実を図ってまいります。要介護認定業務については新型コロナウイルス感染拡大による「臨時的な取扱い」により、認定申請が減少したことにより認定遅延率も減少しております。この臨時的な取扱いの影響で更新申請に係る認定調査及び認定審査が繰り越され、令和4年度の要介護認定調査の件数増大が見込まれるため認定遅延対象の強化に努めると共に、適正かつ円滑な認定調査の実施に取り組めます。更に、構成市町村や病院等、介護支援事業所と連携し、迅速な要介護認定に努めてまいります。介護保険制度の信頼性の確保と持続性を図るため、引き続き介護給付適正化事業（主要5事業）を実施し、自立支援及び重度化防止

に資する適正なサービス利用を促すとともに、不適正な給付の防止及び是正に努めてまいります。介護サービスに対し、迅速かつ的確に対応するため定員適正化計画及び職員採用計画に基づいて広域連合の正職員を採用することで、広域連合業務の安定的な運営を図ってまいります。また、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実・多様化に努め、職員の職務能力の向上を図ってまいります。

5. 介護サービスの平準化であります。低所得者への支援については、社会福祉法人と連携し、事業実施法人の増加に取り組むなど、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。

また、被保険者や介護支援専門員、介護サービス事業者への周知活動をさらに強化し、低所得者の介護サービス利用促進に取り組んでまいります。離島等市町村に対する支援については被保険者が必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス事業者と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。次期計画となる「第9期介護保険事業計画」から、介護保険料均一賦課を実施することを踏まえ、介護サービスの平準化について地域支援事業の充実等を推進し、スムーズに移行できるよう引き続き取り組んでまいります。

6. 情報等の周知についてであります。介護保険制度への理解を促すため、広報誌の紙面を増やし介護保険制度を分かりやすく伝え、市町村の取り組みなどを紹介するなど紙面の充実に努め、ホームページを通じてリアルタイムで様々な情報を公開しております。ホームページについては令和2年度のリニューアルで被保険者や家族、介護サービス事業者等の見やすさや使いやすさを向上させたところですが、引き続き内容の充実に努めてまいります。

以上、令和4年度の施策について申し上げますが、限られた財源の中でこれまでの評価事業等を踏まえ、「共生社会の実現に向けて」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「地域支援事業の推進」、「介護・介護予防サービスの基盤の整備」、「介護保険事業の整備、介護サービスの平準化」、この6つの基本方針に基づき予算を編成し、一般会計の歳入歳出予算総額が16億2,331万9,000円、特別会計の歳入歳出予算総額が364億2,698万4,000円となっております。新型コロナウイルス感染症対策が日常となつてから2年が経過しましたが、沈静化の気配は見えず令和4年度も影響が続くことが予想されます。

しかし、介護保険における事務事業の停滞は被保険者へのサービス提供に悪影響が出ることから、引き続き感染症対策に留意しながら、住民の皆さんの多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく、積極的に事業を推進し、常に業務体制の見直しや、財政の効率的・効果的運用を図りつつ介護保険事業の健全な運営に努めると共に、事業の丁寧な分析を心掛け構成市町村と連携し、沖縄県介護保険広域連合の目標達成に全力をあげて努めてまいります。

今後も議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、「令和4年度の施政方針」といたします。

令和4年2月10日 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

以上、令和4年度の施政方針を述べましたが本議会に提案する議案につきましては、事務局長の方から説明をさせますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 これで広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5 一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問につい

での発言は、同一議員につき 15 分以内とします。順次発言を許します。

14 番 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項 1 点目、介護保険制度の動向について。

(1) 国は今年 2022 年 2 月分から月額 9,000 円の介護職の給与が引き上げることとしていますが、介護広域に加盟する市町村事業者の補助金申請状況を伺います。

(2) 補助金は介護職以外の事務職にも充てられることが可能とされているようですが、実際に介護職の手元に月額 9000 円賃金としてもらえるかとされるところが、全体の何%あるのか伺います。また、賃上げの除外とされる人達がいるのか伺います。

(3) 補助金の交付が終了する 10 月以降は被保険者の負担増やケアプランの有料化など、様々なことが懸念されますが、現在の進捗状況を伺います。

質問事項 2、社会福祉連携法人制度について。令和 4 年度から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されるようですが、この制度がどういった内容なのか、県内においての状況を伺います。

再質問は議席にて行います。よろしく願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 宮里議員のご質問についてお答えします。

1. 介護保険制度の動向について。

(1) については、介護職員処遇改善支援補助金の申請状況について、沖縄県子ども生活福祉部・高齢者福祉介護課へ確認したところ、令和 4 年 2 月 7 日現在、申請受付はまだ開始されておりました。今後具体的な手続きについてお知らせをする予定とのことです。

(2) については、現在、沖縄県において申請の受付が開始されていないため、割合についてはわかりかねます。賃上げの除外につきましては本部の人事や事業部等で働く方など、法人内で介護に従事していない職員となっております。

(3) については、介護職員処遇改善支援補助金は令和 4 年 9 月に終了することとなっております、その後の措置については、令和 3 年 12 月 22 日の大臣折衝事項において、令和 4 年 10 月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を 3%程度、月額平均 9,000 円相当引き上げるための措置を講じることとされております。これを前提に、介護職員処遇改善支援補助金と同様の措置とする案について、現在社会保障審議会介護給付費分科会において議論されているところです。

ケアプランの有料化については、具体的なことが示されていないため、今後の動向に注視してまいります。

2. 社会福祉連携法人制度について。社会福祉連携推進法人制度とは、既存の社会福祉法人の組織形態を変更せずとも他の社会福祉法人と連携できるよう、新たに組織を作ることができるようになる制度です。令和 4 年度から施行されるもので、現時点では沖縄県も情報を整理し準備を進めている段階です。県内の状況ですが、沖縄県に問い合わせたところ事前相談等は今のところないという回答でした。

○議長 神谷嘉栄 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 再質問させていただきます。年末に決まって、新聞等の報道でもあったのですが、保育とか介護の賃上げが月額 9,000 円ということで、この 9,000 円は全産業平均賃金 37 万円よりも介護職が 8 万円も賃金が低いということで、介護職につく人からは、この 9,000 円はあまりにも低すぎると、一桁足りないというような怒りの声が全国の介護の労働者

から上がっているという実態があります。

この国の補助も、今年の9月末まででここでは終わりということで、残り4分の1の補助になるかと思うんですけど、本来コロナ禍だからこそ国費でエッセンシャルワーカーへの賃金の底上げ、手厚い支援を本来すべきではないかというふうにあります。

国の補助が9月末ということになると、最終的には私たちの保険料の増加、利用者負担の増ということにつながっていくのではないかとということが危惧されると思うんですが、今後の動向をですね、今審議されているところもあると思うんですけど、やはりこれはつながっていくことになるのかというのも伺いたいと思います。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 ただいまお話にありました、利用者の負担に繋がっていくのではありませんか、というご質問でよろしいでしょうか。この処遇の部分については、まだ具体的なことが決まっていないため、利用者が負担するという情報は今のところございません。

○議長 神谷嘉栄 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 やはり何か9月までは全額補助ということで国は出すわけですが、その後は4分の1という国の補助の財源はどこからくるのかというと、やはり保険料の影響が出てくるのではないかなというふうに思います。やはり、高齢化社会ということで、今日の意見書の中にもあるんですけど、負担増のない形でやっていただきたいというような思いがあります。今回、月額賃上げ表の件に関して、ケアマネジャーは対象外とされているみたいなんですけど、その理由などは示されているのでしょうか。もしわかれればいいので、お答えいただけたらと思います。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 只今のご質問ですが、今回の対象が介護職員処遇改善加算を算定

する事業所の介護職員が対象ということなので、ケアマネジャーは対象外になっています。

○議長 神谷嘉栄 宮里歩議員。

○14番 宮里歩 補助金申請状況はまだということなんですけども、県の方から具体的にいつから始まるということは示されているのでしょうか。それから事業者への周知などは広域連合の役割とかそういったものは出てくるのでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 いつ始まるかの周知については現在沖縄県のホームページ等で要綱案が国から厚労省から出されている要綱案が県のホームページに掲載されております。厚労省のほうではヘルプデスクを開設しており、事業所は、直接問い合わせをしているところもあると聞いています。

まだ、要綱案が県の方で決定されていないため、広域連合のホームページでは、掲載していません。ただ、事業所の方は県のホームページ、要綱案は閲覧していると伺っております。

○議長 神谷嘉栄 これで宮里歩議員の質問を終わります。

引き続き13番 伊計裕子議員の発言を許します。伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 こんにちは。通告書に基づいて質問いたします。通告に従いまして質問します。

質問事項1. 新型コロナウイルスの施設への影響について。

(1) 独立行政法人福祉医療機構の調査で、2020年度の通所介護や病床の利用率が新型コロナウイルス感染拡大の影響で低下したとあります。県内でも、オミクロン株の影響で、高齢者施設での感染者も増えていますが、広域連合内の施設への運営休止や縮小などによる影響を伺います。

(2) 介護保険サービスの基本報酬に新型コロナウイルス対応分として上乗せされている0.1%の「特例的評価」が12月31日まで継続されていますが、その後は継続されているのかどうか伺います。

質問事項2.「第8期介護保険事業計画」における低所得者への支援について。

(1) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業での実施法人数が、平成30年度28法人、令和元年度26法人と減少しています。令和2年度の実施法人数と減少の要因を伺います。

(2) 生活困窮者に対する保険料の減免申請者数・決定者数が平成30年度15人・9人、令和元年度21人・14人とありますが、令和2年度の各人数を伺います。また、決定されなかった申請者へのその後の対応を伺います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 只今のご質問についてお答えいたします。

1. 新型コロナウイルスの施設への影響について。

(1) については、令和3年4月から令和4年2月4日時点で、介護サービス事業所より、新型コロナウイルス感染症関連での報告は9件ございました。そのうち、休止や営業時間の短縮となったサービスは4件あり、いずれも通所介護であります。事業所の休止に伴い、サービス提供事業所は居宅を訪問してのサービス提供、また他事業所の利用調整などの影響が出ております。

(2) については、令和3年4月1日から令和3年9月末までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価として、全てのサービスの基本報酬に0.1%上乗せする措置が講じられておりましたが、当初の予定通り令和3年9月末で終了となっております。令和

3年10月以降は補助金として令和3年10月1日から令和3年12月31日の期間において衛生用品、及び感染症対策に要する備品の購入によって支出されたかかり増し経費について支援が実施されています。申請期間は令和4年1月11日から2月10日までとなっております。事業の継続については今のところ厚生労働省から示されておりません。

2.「第8期介護保険事業計画」における低所得者への支援について。

(1) については、令和2年度の実施法人は23法人でした。令和元年度の26法人との差は軽減制度の実施体制は整っていたが実績がなかった法人が3団体あったということです。実績がなかった理由について調査したところ、2法人は利用者が1名で転出、死亡により利用者がいなくなったことが原因でした。残り1法人は事業所負担額が補助対象額に満たないことにより「実績報告なし」となっております。

○議長 神谷嘉栄 会計課長。

○会計課長 野原学 質問事項2.(2)については、令和2年度の介護保険料の減免申請者数は12人で、決定者数は8人となっております。減免決定に至らなかった申請者に対しては、速やかに通知を行い、保険料の普通徴収納付が困難な場合には、徴収猶予や分割納付などについての相談を行い、納付を促しています。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 1の(2)ですけれど、通知の方で継続というのがあったので、継続支援だったのでこちらこういうふうには12月31日まで継続されているというふうにはしましたが、この1月からについてまだ何も示されていないというのでは、実際に今、オミクロンが拡大して、ひっ迫している状況の中で本当に皆さん大変な思いをされていると思うんですが、その辺で国に対して、広域連合としての皆さんの声を国に対して厚労省に対して声をあげるというこ

とはなさる計画とかあるんでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。広域連合を通して「国に声を上げる」ということは予定しておりません。尚、この制度はですね10月から12月までに延長になったのは医療関係、福祉関係または介護関係の皆さんが声を出したことによって継続支援補助金として継続されたという経緯があります。令和2年度の状況を見ても、国の方はコロナの感染状況に基づきまして、そういう補助金を付けてきてますし、当然今後も感染が拡大をしてそういうかかり増しの経費が必要だということでしたら、その判断をしていくものだと考えているところで

す。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 はい、ぜひ現場の皆さんが声をあげて本当に必要な補助をもらえるようにしていただけたらと思います。それから実際に全国的には本当に中々濃厚接触者が増える、そういう形でもサービスを提供しないといけないという中で大変ということで、千葉市では独自に1日3回を限度に1回9,000円の支援金を事業所に支給しているというふうにあるんですが、広域連合だったり沖縄県では今のところ予定はないということでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 今のところ、このようなことは検討されておられません。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 もし、検討するということができるば、それをご検討いただけたらと思います。

次にこの2番のケースですけれども、この社会福祉法人ですけれども、確かにそういう福祉のためということで税金も安くしたりということがあるんですけれども、現場の人たちの話を聞くとやはり原義的ではないんですけれども、や

はり経営としてなりたっていないということよりはかなり負担が大きいというところで、この制度を実施していないというところがあるというふうに伺っているんですけども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 社会福祉法人の減免制度なんですけど、これを実施していないところもございます。やはりそこは経営が厳しいということでお話を聞いております。

しかし、社会福祉法人が補助金や税制優遇といった公的投資もなされていることを鑑みてぜひ、地域に貢献、被保険者に貢献してほしいということで私たちは協力依頼をしているところでございます。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 この制度事業の中で、生活保護受給者に対してですけれども、居住費に関しては、全額この制度を実施している社会福祉法人が、全額支払いをしないといけない。その全額のうちの一部は国や県の補助はもちろんあるんですけれども、その辺のところでは本当に多くの皆さんの意見を、社会福祉法人になって実際に実施はしてるんですけども、実施しているところはかなり厳しいっていう話があって、憲法25条でも国はこういう福祉のことについて全く生活不便について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうにありますので、社会福祉法人はもちろんですけれども、国がもっと公費をだすということも必要なんじゃないかなと思います。そういう認識はいかがでしょうか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 はい、ただいまの質問、生活保護受給者に対しては、利用負担分が食費についても全額、生活保護より給付されるため、社会福祉法人による減免については対象外となっています。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 すいません。もう一度…

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 まずはですね、この制度の負担の在り方から少し説明しますが、例えば大体9割程度の人が利用料の1割を負担するんですね。残り9割は公費で。公費の中の国・県・市町村・保険料を除いて、その残り1割を負担する訳ですが、大まかにご説明すると、その1割の中の半分は公費と法人さんが支払いをするという形になります。ですので、全て法人がその利用者の居住費、または食費に対して、負担をする訳ではございませんので、概略的に説明するとそういうことです。もっと具体的に説明すると、軽減した軽減総額の内の1%を除いた額は公費で助成をしているという形になっています。ですので割合としては、増減ははっきり分からないのですが、制度的にはそういう形になっていますので、全て法人さんが負担しているという訳ではございません。

○議長 神谷嘉栄 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 あの全て法人が負担しているという認識ではないんです。そうではなくて、それでもこの負担することによってなかなか経営が厳しいという話がちょっと聞こえてくるものですから、実際の1%の話ありましたけれども、それが実際にどうなっているのかというちょっとまた具体的にこの法人の方々に話を聞かないと私もよくわからないのかなと思ったんですけれども、ただ大変だったという話を聞いたものですから、その辺のところの認識を伺ったつもりだったんですね。以上については私もまたもう一度色々具体的に話を聞いてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長 神谷嘉栄 これで伊計裕子議員の質問を終わります。

一般質問を進めます。11番 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 それでは一般質問を始め

ます。伊是名村選出議員の伊禮正徳です。通告書を読み上げます。

質問事項1. 介護保険料均一賦課について。

質問の要旨 第9期介護保険事業計画より開始が決まっている保険料均一賦課に向け、構成市町村の格差是正の課題に引き続き取り組むことと施政方針に掲げています。

7期において構成市町村長の同意を受けているが、まだ市町村によっては検討また、住民に対し説明が必要と懸念もあり十分な説明を行って理解を得ることでした。その取り組み進捗状況を伺います。

質問事項2. 介護予防サービス基盤整備計画について。

第8期計画の地域密着型サービス整備は約15市町村の要望による基盤整備が見込まれ、3年度で募集、開所時期の計画もあるが、厳しいコロナ禍が続き、介護職離れ介護人材の確保など整備の進捗・指導周知に影響をきたしてないか、計画期間内の整備率に大変危惧されます。進捗状況を伺います。

質問事項3. 職員人事評価制度について。

広域連合人事評価実施規程が策定され、平成31年4月1日から制度が施行されていると思います。職員の評価制度は順調に実施されて、評価に基づく目的は反映されているか伺います。

以上、お願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 はい、伊禮議員の質問の1.と3.についてお答えします。

介護保険料の均一賦課についてであります。第9期事業計画から介護保険料の均一賦課が決まっていることから、第8期事業計画の初年度である今年度は保険料が「増」になることが想定される「1ランクの6町村」に対して真っ先に議員への説明を促し、その際には広域連合も支援を行う旨を話し、調整を行っていました。

が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により希望する町村との日程調整が整わず、現在のところ実施に至っていない現状にあります。令和4年度については、構成市町村の自主的な周知活動を行う上での相談やその支援等について、広域連合として積極的に対応したいと考えています。地域住民への説明については、構成市町村全世帯に配布している広報誌を積極的に活用するため、令和4年度から広報誌のページ数を増やし、第9期事業計画の策定に向けて保険料の均一賦課などを中心に掲載し、地域住民に対して周知を図りたいと考えています。

次に（3）職員人事評価制度についてお答えします。広域連合における人事評価については、職員は平成31年度から年2回実施し、会計年度任用職員については年1回実施しております。人事評価結果については広域連合職員は勤勉手当の支給率と定期昇給に反映し、会計年度任用職員は再任用の際の能力実証の評価に活用されております。構成市町村からの派遣職員については広域連合で行った人事評価の結果を派遣市町村に通知しております。

以上で人事評価の制度の目的である「能力」及び「実績」に基づく人事管理の徹底を踏まえ、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した「能力」と「実績」を任用、給与、分限その他人事管理の基礎とするなど、人事評価の目的に沿って人事評価を行っております。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 介護予防サービス基盤整備計画について。令和3年度開所予定の事業所は6件あり、そのうち開所できたのが1件となっております。第8期介護保険事業計画における地域密着型サービス基盤整備計画では、22件の地域密着型サービス事業所の整備を計画しており、現時点で指定済が1件、仮指定が6件、定員増が1件となっております。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 では、まず1点目の保険料の均一賦課についてですけれども、昨年度丁度、今日2月定例会から1年ぶりになります。が、ちょっとくどのような質問になるかもしれませんが、大変申し訳ないんですけども、あれから1年経ちました。

私は正直言いまして前回是一般質問ではなくて、予算ではなくて条例…保険料の改正の方でその辺を許可してもらって質疑をしてみました。

今、1年間を振り返ってみて、まだ実施していないそのような状況、重々承知をしております。

私がこの件について今まで3年間、各議員から一般質問等々が毎回の定例会ごとにこの件を行っていたことを記憶しております。そして、皆さんの丁寧な説明で、議員の皆さんに説得してもらって、納得をして欲しいというような説明をしていた訳ですが、残念ながら9期の方に延長となっております。そこで、再度この件に関しては、2点ほど確認しますけれども、私たち、議員は、この1年間では、私、申し訳ないんですけども離島なもので、コロナ禍、そして軽石問題ですすね、2回、3回ほど欠席してしまいました。その間で説明等々あったかもしれませんが、もしダブっているようでしたら、お許してください。

今後に向けて、これからは皆さんと議論を交わしていきたいなと思います。

私は当初、この懸案については、議決事項かなと思ったんですけど、そうではなくて、運営委員の皆さん、首長のみなさんが議決して、議員の皆さんには、説明だけをしてもらうということが後にわかった状況でありました。その件に対してですすね、再度詳しく教えてください。要するに私たち議員のおけるべき状況はこの件に関してどのような形でおればいいのか、説明だけ納得すればそれでよろしいのでしょうか。

質疑とかそういったことをするのか、今後はあるべきなのか、ないべきなのか、私は戸惑っている状況です。どうぞお願いします。

○議長 神谷嘉栄 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 お答えします。

保険料の均一賦課については、令和2年の10月7日に構成市町村の運営会議の中で、同意書ということで、構成市町村の全市町村長の同意を得てのものとなっております、その中でも、保険料均一賦課に関しての条件等も付され保険料均一賦課については決定しているというふうな内容であります。その中で基本じて、広域連合がやるべきもの、あと市町村がやるべきもの、あと共通でやるべきものとして、こういった方法も条件として、掲載されております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

正徳議員、しばらく休憩します。

休 憩 （午後3時01分）

~~~~~

再 開 （午後3時01分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。

○次長兼総務課長 内原英洋 答弁をまとめました。議員の皆さんにつきましてはですね、先程ちょっと答弁の中でもお話したんですが、まず今、ランクが1ランクのところ保険料の上がるであろうと想定されてるところについては市町村の方と調整をしながら、もし、議員等への説明が必要であれば、一緒に私たちも支援していきますよということで、今話をしております。そういったことをやって、議員の皆様への説明を中心にしていきたいと考えております。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 全体的な議員への説明は次長が説明した通りですが、広域連合の議会の皆さんへの説明については、介護保険条例の審議の中でそういう9期からは均一賦課にしますよというご説明をしています。当然、それ

が次の9期の中では介護保険条例を議会の方にも上程しますので、それを踏まえて事前に細かい内容等について、または市町村でも進捗等を踏まえてご説明をする予定です。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 そういうことでしたら、私はますます不安なことがでてきましたね。というのは、すでに去年の7期の末ですか、残り6市町村が説明不足ということで、答弁していましたが、5市町村ですかね、今年に入るといふことで、つまり5市町村がまだ説明不足ということを私は指摘したんですけども、その5市町村に理解をもらえれば、ほぼ完了かなというこの8期の中です。要するに首長さん達、運営会議の中で、決まっていることですから、決まっていることと施政方針の中にもうたわれております。

それをさらに説明をしていくということ自体ですね、書き方ですよ、主に。それに対して今、申し上げた通り、色々議員にも説明して、再度条例改正、色んなことをするという、万が一のことがあれば、ということで心配する訳ですね。

そこで、実は先程資料を見たら、私3年前に、ここに来て初めて23、4名の方が新人だったんですね。そして残りは継続の議員の方に。ここで今日、示されているのは、9月定例会私達、改正だと思ふんですよ。新たな首長さん、新たな議員が全部が全部ここに9月と11月の両方ですかね、臨時会、議会から始まっていくんですが、私たちが再度ここに来るといふ保証は何もない、新たなもし議会議員が来られたら一からのやり直すと思う次第で。色んなことが異論がでてくるような気がするのですが、その辺りはご検討されているのか、伺います。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。伊禮議員が、懸念されている事項というのは我々も

考えております。9月になりますと多くの市町村で議員の改正が行われます。議員の皆さんにつきましては、当然新たな議員さんが来ましたらそういう説明をしていこうというふうに考えております。ただ、首長につきましては、行政は継続ですのでちゃんと運営会議の中で確認されてますので、当然市町村の中で首長が変わっても継続できるものだというふうに考えております。ですので、その色んなタイミングを見ながら、どの時点で議員の皆さんに説明するか、それと29市町村の議会・議員に説明が必要なのかというのは当然検討していかなければいけないと思うんですね。ですから例えば1ランクの6町村の議会というのは当然保険料が上がる訳ですから、我々はそこを優先にして令和3年度に声掛けをした、という状況です。第3ランクの16市町村は、果たしてその議会が保険料が下がるのに議会説明してくれとか、要望があるのかどうなのかを見極めないといけない。それと、住民等への説明等につきましては、市町村が主体で説明するという事で同意をもらってますのでその辺につきましては、協力をしながら今後進めていく事項かと思っています。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 分かりました。私たちは、3年前からこの話が出てきていて、議員への報告何がしもされています。まだまだ足りていないというところに概ね焦点をおいて、ぜひ頑張っていけたら、いきたいと考えていきます。よろしくお願いいたします。

あえて私は基盤整備の計画について伺っているんですけども、前回の計画より、5市町村含めそして見込み定数定員ですからさらに倍になっているはずですよ。一つですね、細々としたことはお聞きしますが、計画を立てることによって3ヶ年間の実績が直近の6期、7期、分かりましたら何%ぐらい整備率が完成されているか伺います。

○議長 神谷嘉栄 しばらく休憩します。

休 憩 （午後3時07分）

~~~~~

再 開 （午後3時08分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 すいません。6期、7期の資料について、資料を本日はお持ち合わせてはおりません。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 （午後3時08分）

~~~~~

再 開 （午後3時10分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 それではですね、直近の大体の目安何割程度が実績になっているのか再度伺います。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 現在の第8期の事業計画についてお答えします。整備計画の事業数は22を分母として、指定・仮指定及び定員増を分子とした場合の率は36.3%となります。

○議長 神谷嘉栄 休憩します。

休 憩 （午後3時10分）

~~~~~

再 開 （午後3時11分）

○議長 神谷嘉栄 再開します。業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 6期・7期の実績は、50%となっております。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 それではですね、見込みはですね保険料に反映するのは何%と見込んでいるんですか。

○議長 神谷嘉栄 業務課長。

○業務課長 比嘉利季子 只今の質問では、見込が保険料に反映するのが何%かという質問ですね。それは100%です。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 分かりました。そういう事でありましたら、…ちょっとですね、やっぱり目標達成、去年7期、8期…その実績はわかると思いますので各地域の整備率、先程の一般質問の中にもあって、これまでの前回の質問の中にもありましたけれども、業者さん、介護予防事業者さんの倒産とか色んな問題がでてきて、先ほどもその話をしていましたけれども、そのあたりの状況を勘案しながら、各地域の施設というのは、要望はそれ以上にあると思います。皆さんでヒアリング等々によって、ここで確定されていることに7期、8期にのせられるはずですから、もう少しですね、希望、のせはするんですけれども、100%に計算しながら、後々の保険料なんかはかなり影響するはずだと私は思っております。そのあたりをぜひ、反映してもらって、検討していただくように強く要望したいと思います。

それでは、次人事評価制度ですね。この件については、各市町村がほとんどされていて、民間等もされております。実施するにあたって、かなりの厳しいことがありまして、要するにこれは先ほどの課長からの説明にあったように簡単に言えば、昔の年功序列型を廃止するための一つの目的もあったんですね、そして職員の職場づくり、こういった評価制度をしてもらって、職場づくりをしていこうという狙いがあったと思います。

今、職員と市町村派遣職員、任用職員の3類分類されています。二次評価者の方で、課長、局長のほうになると思うんですけど、やっぱり2ヶ年間丸々やって、2ヶ年間過ごしたと思います。前期、後期などの評価にあたってやっぱりメリット・デメリットというものがありますか、お願いいたします。

○議長 神谷嘉栄 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 人事評価の方にあたっては、先程もお伝えしましたが、日々の

目標、年2回ありますので最初の目標設定にあたって職員が業務をしていく、その業務の達成等が評価に反映されるということでありますので、それについてはしっかり勤勉手当、定期昇給等に反映されていることがメリットだというふうに考えております。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 評価の努力に高く評価したいと思います。そして、最近のことですけれどもこれは是非理解してお願いしていただきたいと思って質問しますが、実は規定のですね「第8条職務行動観察」というのがあるんですが、この規定の8条が「日頃の職員の行動等の記録をとる」とあります。そういうことに対して、関連して伺います。私はこの3年間で、どういう訳か交通事故による損害賠償の報告事項が、これからも報告あるんですけれども、今日まで5件受けています。何かしら多いような気がしますけれども、その辺りは人事コメント8条に、第8条に基づいてコメントなどはされているんですか。伺います。

○議長 神谷嘉栄 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 人事評価をする上ですね、まず基本職員1人1人が自己評価のシートを作ります。それを第一次評価者、第二次評価者とする訳ですが、その項目の中には、こういった公用車事故等について直接評価する項目はありません。

○議長 神谷嘉栄 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 公用車の事故等については、皆さんに報告として提供してるんですが、その主な交通事故というのは会計年度任用職員なんです。主に車を常時扱って勤務をする皆さんがその事故に遭われて、その中の、内部の職員と又は、派遣職員等について事故の報告は今のところありません。これは実際に車を、業務を主とする皆さんには、交通安全の指導又は交通安全教育を年数回実施をしておりますの

で、その中で注意を促しているということです。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 わかりました。これは飲酒運転とかそういうことではありませんから、もちろん飲酒運転となるとそれは重大な問題で。しかし、これは報告がいやらしいんですけども、どうしてもですね、ちょっと事故が多いなということで、2ヶ年前ですか、局長からですね、職員研修も徹底して再発・防止に努めるということをおっしゃっていました、その後また2件発生している状況です。去った11月の臨時議会…そして今回報告等々もあるんですけども、もちろん色んな理由も書かれてはいましたけれども、今一つですね、ぜひ頑張って職員の方に徹底した教育もされていってほしいと思っている次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、最後になりますけれども、各市町村の出向職員、前期、後期の評価を何月にやっているのか、参考のためにお聞きします。

○議長 神谷嘉栄 次長兼総務課長。

○次長兼総務課長 内原英洋 お答えします。年2回評価しておりますが、上半期と下半期ということで4月から9月いっぱいまでの評価を9月にやります。で、10月から3月までの評価を3月にやるというふうに年2回やっております。以上です。

○議長 神谷嘉栄 伊禮正徳議員。

○11番 伊禮正徳 やってるのは分かるんですけど、何月頃送られていますかってこと。

○次長兼総務課長 内原英洋 お答えします。人事評価の結果につきましてはですね、3月にまとめて構成市町村の方に送付しております。

○11番 伊禮正徳 わかりました。

○議長 神谷嘉栄 これで伊禮正徳議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩します。再開は15時30分より再開致します。

休 憩 （午後3時21分）

~~~~~

再 開 （午後3時30分）

○議長 神谷嘉栄 日程第6 承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 承認第1号 専決処分の承認についてご説明します。

本件は、令和3年11月24日の閣議において、令和3年の人事院勧告の実施時期を令和4年6月期とすることが決定されたことに伴い、「沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例」を令和3年12月1日の施行に合わせて改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき広域連合長において、令和3年11月29日に「沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 神谷嘉栄 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 神谷嘉栄 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認につい

てを採決をします。

お諮りします。本案はこれを承認することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、承認第1号 専決処分の承認については、承認されました。

日程第7 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 報告第1号 専決処分の報告についてご説明します。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された「法律上広域連合の義務に属する1件100万円以下の損害賠償額の決定並びに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停」に基づき、広域連合長において令和4年1月13日に車両事故により生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第2項の規定により議会の報告するものであります。

専決処分書を添付しておりますのでご参照下さい。

**○議長 神谷嘉栄** これで報告を終わります。

本案は報告案件のため討論、評決はいたしませんので以上を以て報告第1号 専決処分の報告についてを終了いたします。

日程第8 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条第12号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第1号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案の通り可決されました。

日程第9 議案第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明します。

一般会計補正予算第3号は、既存の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,318万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を16億1,627万7,000円とするものであります。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳出における不用見込み額や最終支出額を見越して関連する歳入・歳出予算を増減するものが主な内容になっております。

それでは、歳入歳出補正予算の主な増減について「事項別明細書」でご説明します。

まず、歳入についてご説明します。5ページをお開き下さい。

4款2項1目事業費補助金6万円は、介護保険利用者負担助成事業費県補助金であります。

7款1項1目財政調整基金繰入金5,324万4,000円の減額は、歳出の減額に伴う繰入金の減であります。

次に歳出について、6ページから順次ご説明します。

2款1項1目一般管理費1,750万4,000円の減額は、職員人件費と備品購入費に不用額が生じた事が主な要因であります。

2款1項4目財政調整基金6,135万7,000円は、財政調整基金への積立金であります。

2款2項1目賦課徴収費659万2,000円の減額は、会計年度任用職員人件費とコンビニ収納事務手数料に不用額が生じたことが主な要因であります。

2款3項1目調査認定費9,076万8,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響により審査会委員報酬、主治医意見書作成料、認定調査委託料に不用額が生じたことが主な要因であります。

2款5項1目低所得者対策費8万円は、離島等地域特別加算利用者負担軽減事業補助金の増

額であります。

2款8項1目障害支援区分認定等事業費24万3,000円は、障害認定申請件数の増加による審査会委員報酬の増額が主な要因であります。

給与費明細書のご説明については、省略させていただきます。

以上で一般会計補正予算第3号のご説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第2号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）は、原案の通り可決されました。

日程第10 議案第3号 令和3年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第3号 令和3

年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第２号）についてご説明します。

特別会計補正予算第２号は、既存の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 442 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 364 億 2,410 万円とするものであります。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳出における不用見込み額や最終支出額を見越して関連する歳入・歳出予算を増減するものが主な内容となっております。

歳入歳出補正予算の主な増減について「事項別明細書」でご説明します。

まず歳入についてご説明します。５ページをお開き下さい。

３款２項１目調整交付金 1 億 7,760 万 5,000 円は、交付決定によるものであります。

３款２項６目介護保険災害臨時特例補助金 2 万 1,000 円は、東日本震災避難者第１号保険料の減免措置による交付分であります。

３款２項７目介護保険災害等臨時特例補助金 339 万 4,000 円は、新型コロナウイルスにより影響を受けた第１号被保険者の保険料減免措置による交付分であります。

６款１項１目利子及び配当金 6,000 円は、介護給付費準備基金の預金利子であります。

８款１項１目介護給付費準備基金繰入金 1 億 8,312 万 5,000 円の減額は、歳入歳出の補正に伴い繰入金を減額するものであります。

11 款１項１目第１号被保険者延滞金 29 万 5,000 円は、実績見込によるものであります。

11 款３項３目雑入 622 万 7,000 円は、地域支援事業交付金市町村過年度返還金であります。

次に歳出について、７ページから順次ご説明します。

１款１項１目介護サービス等給付費 512 万 1,000 円の減額は、各給付費の 12 月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したこ

とによるものであります。

１款２項１目介護予防サービス等給付費 1,037 万 5,000 円の減額は、各給付費の 12 月までの給付実績を踏まえ最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

１款３項１目審査支払手数料 112 万 1,000 円は、12 月までの手数料実績を踏まえ、最終手数料見込額を考慮したことによるものであります。

１款４項１目高額介護サービス等費 629 万 5,000 円は、12 月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

１款５項１目特定入所者介護サービス等費 800 万円は、12 月までの給付実績を踏まえ、最終給付見込額を考慮したことによるものであります。

７款１項２目償還金 448 万 1,000 円は、地域支援事業返還金であります。

７款１項３目第１号被保険者還付加算金 2 万 2,000 円は、請求に基づき還付加算金を支払うためのものであります。

以上で特別会計補正予算第２号のご説明とします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号 令和３年度沖縄県介護

保険広域連合特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第３号 令和３年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第２号）は、原案の通り可決されました。

日程第１１の前にご報告申し上げます。

午後４時を過ぎそうですので時間内に終わりにありませんので、会議時間を延長いたします。

日程第１１ 議案第４号 令和４年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第４号 令和４年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算についてご説明します。

令和４年度の一般会計予算は、第８期介護保険事業計画の中間年度になることから、介護保険事業計画の施策の進捗を踏まえ、事務の効率化・効果的運用を図り、住民の多様化した介護ニーズに迅速かつ的確に対応できるように、最大限の努力を傾注して調整したところであります。

以上のような志向で編成した、令和４年度一般会計予算の歳入歳出総額は、１６億２,３３１万９,０００円で前年度比５,９６９万１,０００円、３.８％増となっています。増額になった主な要因は、低所得者保険料軽減負担対象者の増加により特別会計への繰出金が前年度比３,２９５万８,０００円、５.６％増になったことによるものであります。

続いて、予算の概要を申し上げます。

まず、歳入について予算書の６ページから順

次ご説明します。

１款分担金及び負担金は、前年度比１,７１１万円、１.６％増の１０億９,７８１万９,０００円となっております。この主な要因は、共通経費負担金と市町村事業費負担金の増によるものであります。

２款使用料及び手数料は、前年度比１２万９,０００円、５.６％増の２４２万１,０００円となっております。

３款国庫支出金は、前年度比１,４６３万４,０００円、４.９％増の３億１,１７１万１,０００円となっております。この主な要因は、１項１目低所得者保険料軽減負担金１,６４７万９,０００円の増によるものであります。

４款県支出金は、前年度比１,１２４万５,０００円、７.０％増の１億７,１０７万３,０００円となっております。この主な要因は１項１目低所得者保険料軽減負担金８２３万９,０００円の増によるものであります。

７款繰入金は、前年度比１,６８６万８,０００円、１４７.０％増の２,８３４万７,０００円となっております。財政調整基金から歳出に対する歳入不足を補うために繰り入れられるものであります。

８款繰越金は、前年度同額の１,１００万円となっております。

９款諸収入は、前年度比２９万５,０００円、２３.８％減の９４万６,０００円となっております。

次に歳出について、１１ページから順次ご説明します。

１款議会費は、前年度比９,０００円、０.３％減の３２６万９,０００円を計上しております。減になった要因は、事務消耗品費を一般管理費で計上したことによるものであります。

２款１項総務管理費は、前年度比１,４７４万１,０００円、３.１％増の４億８,５４５万７,０００円を計上しております。増になった主な要因は、１目一般管理費において電話交換機等設備更新業務委託料、電子機器等更新業務委託料が増額に

なったことによるものです。

2 款 2 項賦課徴収費は、前年度比 488 万 2,000 円、6.6%増の 7,890 万 6,000 円を計上しております。増になった主な要因は、印刷・発送委託料の増額によるものであります。

2 款 3 項調査認定費は、前年度比 376 万 1,000 円、1.0%減の 3 億 7,014 万 4,000 円を計上しております。減になった主な要因は、事務改善により審査会委員報酬、認定調査委託料を減額したことによるものであります。

2 款 4 項給付管理費は、前年度比 353 万円、42.7%増の 1,179 万 6,000 円を計上しております。増になった主な要因は、1 目給付管理費において通信運搬費と高額介護費償還通知等委託料が増額になったことによるものです。

2 款 5 項低所得者対策費は、前年度比 54 万円、6.2%減の 818 万 8,000 円を計上しております。減になった主な要因は、介護保険利用者負担補助金の減額によるものであります。

2 款 6 項趣旨普及費は、前年度比 341 万 2,000 円、28.0%増の 1,560 万 4,000 円を計上しております。増になった主な要因は、広報誌のページを増やすことによる印刷製本費の増額によるものであります。

2 款 7 項離島等支援事業費は、前年度比 451 万 4,000 円、55.5%増の 1,264 万 6,000 円を計上しております。増の主な要因は、離島等支援事業補助金の増額によるものであります。

2 款 8 項障害支援区分認定等事業費は、前年度比 11 万 1,000 円、1.0%増の 1,170 万円を計上しております。増の主な要因は、職員人件費の増額によるものであります。

2 款 9 項地域支援事業費は、前年度比 14 万 7,000 円、17.2%減の 70 万 9,000 円を計上しております。減の主な要因は、委員報酬及び通信運搬費の減額によるものであります。

3 款公債費は、前年度同額の 8 万 6,000 円を計上しております。

4 款諸支出金 3 項繰出金は、前年度比 3,295 万 8,000 円、5.6%増の 6 億 2,181 万 2,000 円を計上しております。増の要因は、低所得者保険料軽減事業の繰出金の増額によるものであります。

5 款予備費は、前年度同額の 300 万円を計上しております。

給与費明細書は、ご説明を省略させていただきます。

以上で令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算のご説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 11 議案第 4 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第 4 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は、原案の通り可決されました。

日程第 12 議案第 5 号 令和 4 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算についてご説明します。

令和4年度特別会計予算は、第8期介護保険事業計画の中間年度になることから第8期介護保険事業計画の施策の進捗を踏まえ、事業計画で設定されている6つの基本方針を具現化し、住民の多様化した介護ニーズに迅速かつ的確に対応しつつ、併せて介護保険事業の健全な運営に努める事を意識して、厳しい財政状況を鑑み最大限の努力を傾注して調整したところであります。

以上のような認識と志向で編成した令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算の歳入歳出予算総額は、364億2,698万4,000円で前年度比7億566万4,000円、2.0%増となっています。増額になった主な要因は、介護サービス給付費における居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費の顕著な伸びによるものであります。

続いて、予算の概要を申し上げます。

まず、歳入について予算書の7ページから順次ご説明します。

歳入の根幹となる1款介護保険料は、第8期介護保険料事業計画値を基に、前年度比2億8,649万7,000円、3.9%増の75億3,979万8,000円となっています。現年度分特別徴収保険料2億5,891万円、現年度分普通徴収保険料2,876万8,000円の増となっています。

2款分担金及び負担金は、前年度比9,206万4,000円、2.0%増の46億971万1,000円となっています。増の主な要因は、市町村介護給付費負担金7,804万2,000円の増によるものであります。

3款国庫支出金は、前年度比1,599万6,000円、0.2%増の85億688万7,000円となってお

ります。その内容は、1項国庫負担金、前年度比1億2,217万5,000円、2.0%増の61億4,169万3,000円、2項国庫補助金、前年度比1億617万9,000円、4.3%減の23億6,519万4,000円になっております。

4款支払基金交付金は、前年度比1億7,287万6,000円、1.8%増の95億2,147万4,000円となっています。

5款県支出金は、前年度比9,390万8,000円、1.8%増の52億5,859万5,000円となっています。その内容は、1項県負担金、前年度比8,073万4,000円、1.7%増の48億9,437万1,000円、2項県補助金、前年度比1,317万4,000円、3.8%増の3億6,422万3,000円となっています。

8款繰入金は、前年度比4,406万9,000円、4.7%増の9億7,572万4,000円となっています。その内容は、1項基金繰入金、前年度比1,111万1,000円、3.2%増の3億5,391万3,000円、2項一般会計繰入金、前年度比3,295万8,000円、5.6%増の6億2,181万1,000円となっています。

9款繰越金は、前年度同額の1,400万円となっています。

11款諸収入は、前年度比25万4,000円、47.2%増の79万2,000円となっています。

次に歳出について、14ページから順次ご説明します。

1款1項介護サービス等諸費は、前年度比6億7,099万5,000円、2.2%増の311億8,362万円を計上しております。増になった主な要因は、居宅介護サービス給付費2億6,495万9,000円、地域密着型介護サービス給付費4億3,932万円が増額になったことによるものであります。

1款2項介護予防サービス等諸費は、前年度比1,493万2,000円、2.3%増の6億7,614万9,000円を計上しております。増になった主な

要因は、介護予防サービス給付費が582万5,000円、地域密着型介護予防サービス給付費798万5,000円が増額になったことによるものであります。

1款3項その他諸費は、前年度比45万2,000円、1.4%増の3,359万9,000円を計上しております。

1款4項高額介護サービス等費は、前年度比204万9,000円、0.2%増の9億9,599万8,000円を計上しております。

1款5項特定入所者介護サービス等費は、前年度比6,368万1,000円、5.6%減の10億6,816万1,000円を計上しております。

2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、前年度比1,430万2,000円、1.1%増の13億385万8,000円を計上しております。

2款2項包括的支援事業・任意事業費は、前年度比5,808万5,000円、5.9%増の10億4,297万7,000円を計上しております。その内容は、1目包括的支援事業・任意事業費、前年度比5,772万4,000円、6.0%増の10億2,349万3,000円を計上しております。2目介護給付費適正化事業、前年度比36万1,000円、1.9%増の1,948万4,000円を計上しております。

2款4項その他諸費は、前年度比165万円、78.6%増の374万8,000円を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金、5款基金積立金は費目存置となっています。

4款1項保健福祉事業費は、前年度比847万8,000円、17.7%減の3,950万6,000円を計上しております。減になった要因は、保険者機能強化推進交付金の減額に伴う市町村補助金の減額によるものであります。

6款公債費、前年度移動額の166万9,000円を計上しています。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、前年度比1,535万8,000円、47.5%増の4,769万4,000円を計上しております。

8款予備費は、前年度同額の3,000万円を計上しております。

給与費明細書は、ご説明を省略させていただきます。

以上で令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算のご説明とします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12 議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第5号 令和4年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は、原案の通り可決されました。

日程第13 議案第6号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 具志堅兼栄** 議案第6号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてご説明します。

本件は、沖縄県市町村事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、提出するものであります。規約の変更理由は、沖縄県町村交通災害共済組合が、令和 4 年 3 月 31 日をもって解散することからその事務及び財産を継承するためのものです。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**○議長 神谷嘉栄** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 13 議案第 6 号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議案第 6 号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については原案の通り可決されました。

日程第 14 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について別紙の通り地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 120 条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は別紙の通り可決・決定致しました。

日程第 15 閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第 73 条の規定により、お手元に配布しました申出書の通り閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出の通り閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、委員長からの申出の通り閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会で議決されました案件について、その条項・字句・数字・その他の定義を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長 神谷嘉栄** 異議なしと認めます。従って、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任する事に決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議会を閉じます。

令和 4 年第 60 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（午後 4 時 9 分）

沖縄県介護保険広域連合議会議長

神 谷 嘉 栄

署名議員（議席番号 23 号）

垣 花 恵 忠

署名議員（議席番号 25 号）

新 垣 幸 子